

# 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和9年9月30日までの2年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内の育児休業の取得率を次の水準とする。

男性職員・・・取得率100%、合計6日以上

女性職員・・・取得率100%

### <対策>

- 令和7年10月1日～ 出産予定がある場合に早めに上司に相談するよう周知するとともに、相談があった場合には、速やかに支援制度の説明や業務カバー体制について検討を行う体制を構築

目標2：全職員の月ごとの時間外・休日労働の合計時間を40時間未満とする。

### <対策>

- 令和7年10月1日～ 時間外・休日労働の事前承認を徹底するとともに、上司がその必要性を確認し、承認する体制を構築
- 令和7年11月1日～ 目標を達成できなかった職員に対し、翌月初旬に上司が面談を実施し、業務の進捗状況の確認を行うとともに、必要に応じて業務分担の見直しや応援体制について検討する体制を構築